

令和元年度

第11回豊後高田市農業委員会総会議事録

日 時 令和2年2月7日(金)午前10時00分

場 所 豊後高田市役所高田庁舎

本館2階コスモスホール

出席委員

出席委員 12名 欠席委員 1名

議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
1	佐々木弘幸	○	6	野間 保広	○	11	市成 信正	○
2	野田 富好	○	7	北崎 安行	○	12	友延都茂子	×
3	河野 孝也	○	8	川野元憲司	○	13	内田 勝夫	○
4	河野 三男	○	9	和泉やす子	○			
5	河野 利治	○	10	河野 善映	○			

農地利用最適化推進委員

岩永澄雄委員

事務局職員

5名 事務局長 佐々木 真治 事務局次長 黒田 敏信
主 幹 伊藤 康輔
香々地分室長 大力 雅昭
農業ブランド推進課 寺谷 健司

会議に付した事件

- 議案第72号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について (農委処分)
- 議案第73号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- 議案第74号 農地転用事業計画変更承認申請について
- 議案第75号 農用地利用集積計画の決定について (所有権移転)
- 議案第76号 農用地利用集積計画の決定について (貸借権設定)
- 議案第77号 農用地利用配分計画に係る農用地貸付 (案) について
- 議案第78号 農業振興地域整備計画の一部変更について

報告事項

なし

開会 午前10時00分

局長

皆さん、おはようございます。

第11回の総会に入ります前に、資格確認についてご報告いたします。

農業委員総数13名中、本日の出席委員12名、欠席委員1名で、過半数を超えております。

従いまして、農業委員会会議規則第6条の定めにより本総会が成立していることをご報告いたします。

なお、会議の議長は会議規則第4条の規定により、会長が務めることになっておりますのでご了承願います。それでは、会長よろしく願います。

議長

(会長あいさつ)

ただいまから、令和元年度第11回豊後高田市農業委員会総会を開会します。

開会にあたりまして、会議規則第13条第2項の規定に基づき、議事録署名委員を選任したいと思います。

慣例により議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしであります。

よって議事録署名委員に、10番：河野善映委員及び11番：市成委員にお願いします。

なお、議事整理のため、意見のある方は挙手をし、議長が指名した人のみ、発言を行ってください。皆さんのご協力をお願いします。

それでは議事に入ります。

議案第72号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について審議を行います。事務局から提案します。

事務局

皆さん、おはようございます。

議案第72号、農地法第3条の規定による所有権移転について、次のとおり許可申請がありましたので意見を求めます。1ページからになります。

申請番号85番、所在が[]字[]番地[]外筆で、地目が田及び畑で、合計面積が2,176㎡、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]さんです。申請事由は、渡人が経営の廃止、受人が経営規模の拡大で贈与するものであります。なお、申請地は以前から受人が耕作しており、今回、渡人が管理できないため贈与するものであります。

申請番号86番、所在が[]字[]番地で、地目は畑で、面積が914㎡、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号87番、所在が[]字[]番地で、地目は田で、面積が1,155㎡、渡人が[]の[]氏相続財産管理人[]さん、受人が[]の

議 長	<p>■■■■さんです。申請事由は、渡人が相続財産の処分、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。</p> <p>以上、申請事案は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。以上でございます。</p> <p>事務局の調査によれば、取得要件に問題はないとのことですが、ご意見、ご質問のある方はございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
議 長	<p>無いようですので、これを許可することにご異議のある方はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。</p> <p>次に、議案第73号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について審議を行います。事務局から提案します。</p>
事務局	<p>それでは議案第73号、農地法第5条の規定による所有権移転について、次のとおり許可申請がありましたので意見を求めます。</p> <p>申請番号39番です。申請地は、■■■■字■■■■番地■■■で、地目は畑で、面積が455㎡の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地区分は第2種その他農地で、転用目的は一般住宅用地であります。</p> <p>申請地は、市役所■■■庁舎から■■■へ約■■■mに位置し、■■■■の■■■方面側から■■■■に約■■■m入った農地で、周囲は北側が■■■を挟んで■■■に、西及び南側は■■■に、東側は■■■に接しています。</p> <p>利用計画についてですが、転用者は■■■■で、申請地に建築面積■■■㎡の■■■階建て一般住宅を建築する計画であります。</p> <p>埋土等を行わず、現状のまま整地を行うため、土砂等の流出の恐れはないものと考えられます。</p> <p>また、申請地は、境界から距離をとって建築するので、日照・通風には影響はないと考えられます。</p> <p>雨水排水につきましては、雨水枿を設け北側の市道側溝へ接続し放流する計画であり、また、生活雑排水につきましては、北側の市道に敷設してあります公共下水道へ接続し放流する計画ですので、周囲の営農への影響はないものと判断されます。</p> <p>資力・信用につきましては、現在、農地法違反により文書指導等を受けている事例もなく、その他転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。</p>

また、農地法以外に行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、土地取得費及び建築工事費の [] 円を見込んでおり、すべて融資で賄う予定で、それを満たす金融機関の融資可能証明書が添付されています。

工事期間は許可後から令和2年6月30日までを予定しており、転用行為は確実にされると判断できます。

許可基準は、運用通知の第2の1の(1)のオの(イ)のbで、「住宅その他の申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。

議長

事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことですが、ここで地元の農地利用最適化推進委員であります岩永澄雄推進委員から意見をいただきたいと思います。

岩永澄雄
推進委員

現地を事務局職員と確認をして、問題はないと思います。以上です。

議長

地元推進委員の意見では問題はないとのことですが、ご意見、ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議長

無いようですので、これを許可することに、ご異議のある方はございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第74号、農地転用事業計画変更承認申請についての審議を行います。事務局から提案します。

事務局

はい。それでは、議案第74号農地転用事業計画変更承認申請がありましたので意見を求めます。

申請番号1番、所在が [] 字 [] 番地 []、地目が田、面積が331㎡、申請人は [] の [] さんであります。

申請地は、市役所 [] 庁舎から [] へ約 [] kmに位置し、周囲は北側を [] に、東及び西側を [] に、南側を [] に接しており、[] から [] へおよそ [] m入った農地で、農地区分は第3種農地、都市計画の用途区域は第1種住居地域になります。

本案件は、平成 29 年 7 月の 5 条申請許可済みの案件で、当初計画していた倉庫及び農業用機材置場から今回、個人用住宅を建築することになったため事業計画の変更を行うものであります。

変更理由といたしましては当初、自宅横の申請地に車庫及び農業用機材置場を建築する計画でありましたが、転用許可後、母親が病気になり、将来、引き取って介護することも考慮する必要が生じたため事業を見合わせていました。その間、転用許可後の工事進捗状況報告は適切に行われておりましたが、今回、母親の介護が必要となったため、自宅横の申請地に母親が住む住宅を建てることになったものであります。

申請地は現在、用地買収、土地造成まで完了しており、ここに建築面積 ■■■■ m²の ■■■■ 建ての一般住宅及び車庫を建築する計画であります。

雨水排水については、雨水樹を設け西側の市道側溝へ放流する予定で、また、生活雑排水については北側の市道に敷設している公共下水道へ接続し放流する予定でありますので、周囲の営農への影響はないものと考えられます。

資力・信用につきましては、現在、農地法違反により文書指導等を受けている事例もなく、その他転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外に行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、建築工事費の ■■■■ 円を見込んでおり、すべて自己資金で賄う予定で、それを満たす金融機関の残高証明書が添付されています。

工事期間は、変更承認後から令和 2 年 5 月 30 日までを予定しており、許可目的達成が困難な場合で、転用事業者が許可に係る目的の変更を希望する場合、変更申請を行わせるものに該当します。以上であります。

議 長

事務局の調査によれば、変更内容等について問題はないとのことですが、ご意見・ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議 長

無いようですので、これを認めることにご異議のある方はございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり変更を認めることに決しました。

次に、議案第 75 号、農用地利用集積計画による所有権移転についての審議を行います。

本議案は、■■■番：■■■委員に係る案件ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定より、ここで■■■委員の退席をお願いします。

議長	(委員 退席)
事務局	<p>それでは、事務局から提案します。</p> <p>議案第 75 号、農用地利用集積計画の決定について、議案書の 6 ページになります。農用地利用集積計画（案）についての権利種別は所有権移転になります。</p> <p>申請番号 9 番、所在が 字 番地 他 筆で、地目が田で、面積が 4,187 m²、渡人が大分県農業農村振興公社、受人が の さんです。</p> <p>この案件につきましては、昨年 12 月の総会時に農地売買等支援事業により規模縮小農家から公社へ所有権移転したものを、今回、公社から規模拡大志向農家へ売買するものであります。以上です。</p>
議長	<p>ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
議長	<p>無いようですので、これを認めることに、ご異議のある方はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。</p> <p>それでは、委員の入室を許可します。</p> <p>(委員 入室)</p>
議長	<p>次に、議案第 76 号、農用地利用集積計画による貸借権設定についての審議を行います。事務局から提案します。議案書の 18 ページです。</p>
事務局	<p>議案第 76 号、農用地利用集積計画の決定についてです。権利種別が貸借権設定の案件で、農地中間管理機構を介した農地中間管理事業も含まれています。</p> <p>それでは、集積表が 18 ページにありますのでご覧ください。表の下から 2 行目の小計で、利用権設定等の田の面積が 54,554 m²、畑の面積が 43,105 m²の合計面積が 97,659 m²で、利用権を設定する農家数 22 戸、利用権の設定等を受ける農家数 13 戸で、利用権等の種類別面積のうち賃貸借に係る面積 49,831 m²、使用貸借に係る面積 47,828 m²です。</p> <p>詳細につきましては、議案書 7 ページから記載していますのでご覧ください。以上でございます。</p>

議 長	<p>ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
議 長	<p>無いようですので、これを認めることに、ご異議のある方はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。</p> <p>次に、議案第 77 号、農用地利用配分計画に係る農用地貸付（案）についての審議を行います。事務局から提案します。</p>
事務局	<p>はい。議案第 77 号、農用地利用配分計画に係る農用地貸付（案）についてであります。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、農地中間管理事業における農用地貸付に係る利用配分計画を定めたいので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき意見を求めます。</p> <p>お手元に配布してあります別紙 A 3 用紙の貸付調書についてですが、議案書の 14 ページからの権利設定を受けての配分計画の内訳を記載しているものであります。</p> <p>最初に、別紙の農用地貸付調書の 1 ページから 2 ページにかけて、借受者 [REDACTED] に 16 件で、合計面積が 22,695 m²、3 ページで [REDACTED] に 3 件の合計面積が 2,325 m²の貸付がしめされております。以上であります。</p>
議 長	<p>ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。</p> <p>はい。5 番、河野委員。</p>
5 番： 河野委員	<p>はい、すみません。質問という程じゃないんですが、ちょっと私、書類的にこだわる方ございまして、[REDACTED] の代表 [REDACTED] さんのところが借り受けている田なんですけども、借受後の経営作目ですけど、一番の田は水稻とそばは分かるんですけども、その下二つ畑になっているのが、主は水稻、畑に水稻は植えられんのかなと、私これずうっと見て思いよったんですけど、ちょっとその辺、変な質問で大変申し訳ございませんけども、よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>はい、事務局。</p>

農業ブランド 推進課	<p>農業ブランド推進課の寺谷と言います。よろしくお願ひします。こちらの今、貸付の経営後の経営作目という主と従の分なんですけども、一応、代表の経営を3個載せることができるんですけども、今、表記が出来るのはこの2つまで、組織として代表の経営種目となっていますので、地目上、田畑ということはあるんですけども、組織として[]がメインとしてやっているのは水稻とそばということで、今、水稻は減らしてきてると思います。ただ、この当時26年度が一番初めくらいに[]がこの中間管理事業を登録していただきました。その際の経営の作物という形で、未だに残っているという形になっております。たぶん、水稻とそば以外にも作物はあると思いますけども、そちらの方の経営はちょっと載ってない形になっております。以上です。</p>
事務局	<p>すみません、この[]として経営している全体の作物の名前を載らせてるんで、この畑に対して水稻を植えるという意味ではないようです。すみません。</p>
5番： 河野委員	<p>連動している訳ではないという事？</p>
事務局	<p>そうですね。</p>
議 長	<p>ご理解いただけましたか。</p>
5番： 河野委員	<p>分かりにくい…。</p>
議 長	<p>なんかこう、どげか書きようがあったらうになあ。 はい。ほかにご異議のある方はございませんか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。 次に、議案第78号、豊後高田市農業振興地域整備計画の一部変更についての審議を行います。担当課であります農業ブランド推進課から提案いたします。</p>
農業ブランド 推進課	<p>農業ブランド推進課の寺谷と言います。よろしくお願ひいたします。別紙になります。別紙の頭に農用地利用計画変更理由書をご覧ください。 1枚めくってください。1枚背面に農用地利用計画変更一覧表があります。今回の箇所番号でいきますと3件あります。次のページからページを打たせ</p>

ていただいています。2ページ、3ページ目が箇所番号1について、4ページ、5ページ目が箇所番号2について、6ページ目7ページ目が箇所番号3についてになります。一覧表をもとに進めさせていただきます。

箇所番号1について、**字**、地番が**番地**、地目が田、面積が688㎡、申請者**さん**で、変更理由が後継者の住宅用地になっております。

箇所番号2について、**字**番地、地目が田、面積が1077㎡のうち500㎡を転用予定です。申請者が**さん**、変更理由について、売買後、事務所を建築するということでもあります。

箇所番号3について、**字**番地、地目が畑、面積が1095㎡、申請者が**さん**、変更理由が売買後、後継者住宅用地となっております。以上、3件になります。

今回、農振の締め切りなんですが、1月の11日を締め切りとしました。2月の農業振興地域整備促進協議会開催分の意見聴取を行っているところでございます。今後は条例で定められております豊後高田市農業振興地域整備促進協議会において申し出の可否を決定し、県と協議を行います。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長

ただ今の提案につきまして、ご意見・ご質問のある方はございませんか。はい。河野委員。

5番：
河野委員

はい。ちょっと伺いたいです。1番の**さん**の案件なんですけれども、私がたまたま地元ということなんですけれども、これを除外するということに抵抗はないんですけども、ひとつお聞きしたいのが、ここが中山間地直接支払制度の農地ということで、私の中ではこの田んぼは入っていると理解しております。間違いなく入っているんですけども、そうした時に第4期の中山間地直接支払制度の要件の一つに5年間はその農地を荒らさずに作れと、その代わりに補助金をその集落協定した地区にあげるということで私は理解しているんですけども、これを今ここで除外してくると、簡単に言うと5期からならその当初5期が始まる前にこの農地を入れなければ集落協定の当初の面積が確定してそれを5年間続ければいいんでしょうけど、この田は4期の時にその集落協定の中の土地として入ってきている時に、これを途中で除外するとなると当初決めたことと若干違ってくると、まあ簡単に言うと今度、来年度入ってくるか知らないけど、補助金も違ってくるということで、その辺大丈夫かなという心配があるんで、その点お聞きしたいと思います。第4期の中山間地との兼ね合いがどうなっているかということと、それでこれを除外してもその法律的に問題がないかということをお聞きしたいです。

議 長

はい、担当者。

農業ブランド

はい、先ほどの中山間直接支払交付金の件なんですけれども、4期対策が

推進課	<p>今、進行しています。それが今年度いっぱい1期が5年間という事で、今年度いっぱい事業が終わります。来年度から5期が始まります。今、農振地域の除外申請なんですけど、今回これが決定が行われるのが最終的に4月になると思います。今年度中はまだ農振の除外が完了しないので来期から外すことという形で今、進行しております。5期から外す、4期はまだ年度内には農振の決定が下りないのでまだ大丈夫ということで動いています。あと、除外の関係なんですけども、通常、中山間の直払いでもらっている土地は除外できないんですけども、後継者用住宅とか新規就農者が家を建てるための用地というのは、除外できるというようになっています。なので、今回この■さんのご実家が写真でいくとすぐ下の屋根になりますけど、実家の横に子どもさんが帰られて一緒に農業をしながらしていくという風に聞いておりますので、たぶんその中でできるということで、4期の中でもできたんですけども、ちょうど切り替えの時期がありましたので、4期はそのままお金をもらうことができ、で、5期の当初から外していくような形で今、進行しているという形で処理させてもらっています。以上です。</p>
議長	<p>ちょっと聞くんですけども、途中であった場合は4年間繰り上げ償還という形になるのでしょうか。補助金の返納。</p>
農業ブランド推進課	<p>返納はあります。ただ、通常、違法の場合には全額その集落協定全額を返さないといけないんですけども、こういう後継者住宅とか新規就労者のための住宅については、その土地のみの返納だけでいいという形になっています。なので、4期で今年もし家を建てられた場合は、今年の5年間ですかね、今年までもらった4期分もらったものを返納すれば、その土地のみで済むという形で中山間の分はなっています。</p>
議長	<p>まあ、皆さん方、こういう事を聞かれた時に、まず中山間地域に入っているかどうか、そしてどうしても家を建てる、または資材置き場にするという時は、繰り上げ償還という形になります。認められるのは後継者のみという事であります。ご理解願いたいと思います。</p>
農業ブランド推進課	<p>一応、この土地を確認させてもらったら、ここは並石にも入っていないということだったので、改良区に絡まなかったのでその場所にさせてもらっています。</p>
議長	<p>はい。ただいまの提案につきまして、ご意見、ご質問ある方はございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
議長	<p>他にご意見がなければ、これを適当であると認めることにご異議ございま</p>

議 長	<p>せんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしであります。よって、本案は適当であると認めることに決しました。</p> <p>以上で、本総会の議事がすべて終了しました。</p> <p>これをもちまして、令和元年度豊後高田市農業委員会第 11 回総会を閉会します。お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">午前 10 時 31 分 令和 2 年 2 月 7 日</p>
-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------